

令和 7 年 4 月 25 日

令和 7 年 第 4 回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

## 令和7年第4回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年4月25日（金曜日）午後2時00分～午後2時41分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 新庄涼子

5番 石井和光

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長	田口茂夫	教育指導担当 部長兼 教育指導課長	石田玲奈
教育総務課長	加藤泰正	学校施設更新 等担当課長	長瀬正人
青少年課長	内野峻佑	生涯学習課長	廣瀬裕
中央図書館長	浴靖子		

6. 書記

庶務係長	赤間祐介	主事	濱仲あかね
------	------	----	-------

○議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 教育長諸務報告
- 第 4 第 7 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 8 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 9 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 10 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 8 第 11 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 9 第 12 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 10 第 21 号議案 令和 7 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について
- 第 11 第 22 号議案 東大和市立図書館協議会委員の解任及び任命について
- 第 12 その他報告事項 (1) 令和 7 年度東大和市公立学校研究会補助金交付要綱について
  - (2) 令和 7 年度東大和市体育健康教育推進校事業補助金交付要綱について
  - (3) 東大和市学校研究奨励事業費補助金交付要綱について
  - (4) 公民館運営事務処理取扱基準の一部改正について

### ◎開会の辞

○岡田教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第4回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

### ◎日程第1 議席の指定

○岡田教育長 日程第1、議席の指定を行います。

東大和市教育委員会会議規則第5条の規定によりまして、委員の議席は教育長が会議に諮って定めることになっております。議席につきましては、ただいまご着席の議席といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、議席につきましてはただいまご着席の議席を指定いたします。

---

### ◎日程第2 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、新庄委員にお願いいたします。

○新庄委員 分かりました。

---

### ◎日程第3 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第3、教育長諸務報告を行います。

資料をご覧ください。

3月24日、SOMP Oケア株式会社介護マンガ贈呈式に出席をいたしました。この介護マンガは既に各学校の図書館に寄贈されておりまして、子どもたちも読んでいるところです。介護という仕事についての話であったり、キャリア教育に関する部分、または、介護というのはどういうものなのかというような介護そのもののことについて学べる内容で、私も全て読みましたけれども、とてもいい書籍になっていると思っております。もし学校に行った際にはちょっと見ていただけるといいかなと思います。

同日ですが、教育委員会定例会に出席をいたしました。

3月25日、火曜日、第三小学校卒業式に出席をいたしました。

3月26日、水曜日、第八小学校（4年2組）「東大和市郷土かるた」の市長報告会に出席をいたしました。こちらにつきましては、第八小学校では学級においての総合的な学習の時間で、学級ごとにテーマを決めて学習をしているのですが、4年2組では東大和市のPRを行いたいということで、クラウドファンディングを利用して資金を集めながら郷土かるたを作成したということで、市長に報告があつたものです。子どもたちも非常に意欲的に取り組んでいて、その結果成果物ができているというところで、非常に満足した、自信を持って学習に取り組んでいた様子がうかがえました。

3月28日、金曜日、教育委員辞令交付式に出席をいたしました。

3月31日、月曜日、市職員退職者辞令交付式に出席、また、校長・副校長退職辞令交付式に出席をいたしました。

4月1日、火曜日、市職員人事異動等辞令交付式に出席、校長、副校長辞令交付式に出席、また、校長・副校長合同会に出席をしました。同日、教育委員会懇談会に出席をいたしました。

4月2日、水曜日、小中学校初任者研修開講式に出席をいたしました。今年度の学校の初任者ですけれども、4月1日時点で28名ということになっております。私のほうから初任者に対して3つのK、「健康、謙虚さ、子ども主体」という、3つのKを考えて、これから1年間頑張ってほしいというエールを送りました。

4月4日、金曜日、オトDAN★Tokyō「ライオンキング」公演を観覧いたしました。この公演は、中学生が座長となって行っているものでございまして、その中学生が構成、そして演出、全て自分で考えて演劇をつくり上げたということで、ダンスの先生と協力をしながらとてもすばらしい公演だったと思っております。ぜひ東大和市でも公演してもらえたならありがたいなと思っております。

4月7日、月曜日、第一小学校の始業式を視察いたしました。小学校では今年度から始業式の日に入学式を行わず、その日は教室の中に入つて先生と子どもの出会いを大事にするという取組を進めました。子どもたちの表情から教室に入つて友達や新しい先生と顔を合わせながら1年間楽しみにしていることを読み取ることができました。少し余裕を持って始業式を迎えたこと、良かったかなと思つております。

同日、東京都市教育長会予算特別委員会に出席をいたしました。

4月8日、火曜日、第四中学校入学式に出席をいたしました。

4月9日、水曜日、第一小学校入学式に出席をいたしました。小学校の入学式は今年度から始業式の2日後に行うということで日にちをずらしました。また、午後に入学式を行ったため、余裕を持って小学校においては入学式を開催できたと思っております。現在、学校のほうにアンケートを行っている段階ですけれども、改善するべきところは改善しながら進めていきたいと思っております。

4月10日、木曜日、校長会に出席しました。また、第四小学校に訪問をいたしました。

4月11日、金曜日、副校長会に出席をいたしました。

同日、瑞穂町役場、瑞穂町にあります図書館を視察いたしました。

4月13日、日曜日、令和7年度北多摩西部消防少年団卒入団式に出席いたしました。

4月15日、火曜日、東京都市教育長会幹事会・定例会に出席をいたしました。

4月18日、金曜日、青梅信用金庫寄附金贈呈式に出席いたしました。

同日、社会を明るくする運動役員会に出席をいたしました。

以上でございます。

説明が終わりましたが、ご質疑がございましたらご発言お願ひいたします。

誤解があるといけないので補足しますが、4月4日の「ライオンキング」の公演ですけれども、東大和市内の中学校の生徒が座長です。公演自体が武藏村山市のホールで行われたので、東大和市でも行ってもらえるといいかなということで、発言しました。市内の中学生が座長となって頑張っており、教育委員会が表彰している児童・生徒の表彰にも選ばれております。

以上でございます。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

教育長諸務報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第4、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第7号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会委員の任命及び委嘱に関し、令和7年4月1日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、本定例会においてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

本件は、令和7年4月1日付で東大和市立第二小学校長、第三小学校長並びに第一中学校長、また、東京都多摩立川保健所職員が人事異動により新たに着任されたことに伴い、東大和市学校給食センター運営委員会規則第3条第1項第1号及び第2号、第6号の規定に基づき、4名を東大和市学校給食センター運営委員会委員に任命及び委嘱したものでございます。

なお、委員の氏名、任期等につきましては、資料に記載のとおりであります。

また、前任者につきましては、同規則第3条第4項により、令和7年3月31日で辞職となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

人事異動の関係ですけれども、よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

◎日程第5 第8号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第6 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第5、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第6、第9号報告 理事の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので、

一括して議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第8号報告及び第9号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては関連がありますので、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第8号報告及び第9号報告とともに、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の交代に伴う内容であります。

内容につきましてご説明申し上げます。

本件は、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の人事異動等により、委員の解任、解職及び任命、委嘱をするものであります。この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

こちらも特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第10号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第8 第11号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第7、第10号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第8、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第10号報告及び第11号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては関連がありますので、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第10号報告及び第11号報告とともに、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の交代に伴う内容であります。

内容につきましてご説明申し上げます。

本件は、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の人事異動等により、委員の解職及び委嘱をするものであります。この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

これも組織の関係だと思われますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第10号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第11号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

### ◎日程第9 第12号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第9、第12号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第12号報告事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校運営協議会委員の交代に伴うものであります。

内容についてご説明申し上げます。

東大和市学校運営協議会委員の任命につきましては、令和7年第3回教育委員会定例会においてご承認をいただきましたが、就任までに東大和市立第二小学校、第三小学校、第四小学校、第七小学校、第八小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校の校長及び副校長の人事異動や退職、また、団体役員の交代や辞退などにより、新たに学校長からの推薦により委員の任命をするものであります。

本件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

なお、辞退した者及び新たに任命する者の名簿を配布してございますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

1点、確認してもいいですか。

辞退者の数と新しく任命された者の数が違いますけれども、必要に応じて辞退

が1名だから新しく任命する者が1名にするような対応ではなくて、人数が変わったという認識で大丈夫ですか。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 学校長の推薦によりということですので、人数に変更があるものと捉えております。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第12号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

◎日程第10 第21号議案 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について

○岡田教育長 日程第10、第21号議案 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第21号議案 令和7年度東大和市社会教育団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、社会教育法第13条の規定に基づき、社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならぬとされているところであります。このことから、令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴い、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会議へ諮問するためにご提案申し上げるものであります。

なお、本年度の補助申請額につきましては、363万5,800円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

参考に令和6年度の資料がついておりますけれども、PTA連合協議会の部分が本年度は入ってないという状況になっております。

特段よろしいですか。

1つだけ確認ですけれども、令和6年度、この補助金を交付して特段課題等はなかったということで捉えてよろしかったですか。

田口教育部長。

○田口教育部長 実績報告書でも適切に報告が来ておりますので、特段大きな問題がないというふうに考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第21号議案 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

#### ◎日程第11 第22号議案 東大和市立図書館協議会委員の解任及び任命について

○岡田教育長 日程第11、第22号議案 東大和市立図書館協議会委員の解任及び任命について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第22号議案 東大和市立図書館協議会委員の解任及び任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市立図書館協議会委員を構成します選出区分のうち、学校教育及び社会教育の関係者として市立小学校から選出されておりました東大和市立第六小学校長の飯塚庫健委員から辞任の申出がありましたので、後任として、小学校長会からご推薦いただきました東大和市立第五小学校長の平松新太郎氏を令和7年5月1日付で委員に任命するものであります。

なお、任期につきましては、前委員の残任期間であります令和8年4月30日までとなります。

以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。校長会の組織の関係であると思います。

それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第22号議案 東大和市立図書館協議会委員の解任及び任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

## ◎日程第12 その他報告事項

○岡田教育長 日程第12、その他報告事項を行います。

報告事項（1）令和7年度東大和市公立学校研究会補助金交付要綱について、本件の報告をお願いいたします。

石田教育指導担当部長、よろしくお願ひします。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 本要綱は、昨年度に引き続き実施していくに当たり、年度を改正して要綱を制定するものでございます。

なお、本要綱制定につきましては、令和7年4月23日に開催された庁議において報告をしております。

以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

要綱自体は年度を変えたというところでございますけれども、もし研究会の内

容、補助金等についてご質疑等ありましたら併せてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員の皆様、小学校教育研究会や中学校教育研究会がどういうものかはお分かりになりますか。

○岩田委員 以前、発表のときには行かせてもらっていました。

○岡田教育長 石井委員はお分かりになるかと思いますけれども、新庄委員は分かりますか。

○新庄委員 分からないです。

○岡田教育長 石田部長、補足の説明していただいてもよろしいですか。

石田部長、お願いします。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 こちらにつきましては、小学校、中学校、それぞれの校種に分かれて、教員が学校の枠を越えて、市内他校の先生方と一人ひとりが興味のある教科等の研究部会に所属をして、主に水曜日の放課後、二月に1回程度の研究会を持って授業研究を深めていくものであります。

小学校においては、各教科に加えて、例えば特別支援教育や学校図書館、あと情報教育などそんな部会もございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

子どもたちに対して授業を行うに当たって、先生方がその授業を改善していくために研究を進めている団体となります。

よろしいですか、ご質疑は。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（2）令和7年度東大和市体育健康教育推進校事業補助金交付要綱について、本件の報告をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 こちらの要綱につきましても、昨年度に引き続き実施していくに当たり、年度を改正して要綱を制定するものでございます。

なお、本要綱制定につきましては、令和7年4月23日に開催された庁議において報告をしております。

以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑ございましたら、ご発言お願ひいたします。

こちらも年度を変えてということですが、具体的には東大和市体育健康教育推進校は2校ですか。

石田部長、お願ひします。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 推進校につきましては、第六小学校と第二中学校の2校になっております。昨年度からの引き続く2年間の東京都の事業でありますと、推進校に指定をされ、研究を行っているものであります。

以上でございます。

○岡田教育長 また発表等もあるかと思いますが詳細は未定ですので、ご案内がありませんたらお知らせできると思っております。

ご質疑よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（3）東大和市学校研究奨励事業費補助金交付要綱について、本件の報告をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 市内小中学校において課題となっている教育内容について、校内研究活動を行う研究校に対して、予算の範囲内においてその運営に係る経費を補助することにより、本市教育の充実に寄与することを目的とし、その取扱いに関して必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正は、補助対象となる研究事業から各校の研究の状況、校内研究の成果と課題、効果検証等の情報交換を行う研究主任会を削除するものでございます。

なお、本要綱制定につきましては、令和7年4月23日に開催された庁議において報告をしております。

以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

前回の教育委員会懇談会の中でそれぞれの各学校の特色というんででしょうか、

校内でこんな研究を進めていますというような説明があったと思いますが、そこに対して補助金が出ています。それぞれの学校の実態、子どもの実態に応じて研究を進めているという状況であるかと思いますけれども、特に今年度については各校において、テーマを定め、研究を進めていくんだということで、職員が一体となって研究を進めている状況であると思っています。

こちらもよろしかったですか、ご質疑等は。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（4）公民館運営事務処理取扱基準の一部の改正について、本件の報告をお願いいたします。

廣瀬生涯学習課長。

○廣瀬生涯学習課長 それでは、公民館運営事務処理取扱基準の一部改正についてご説明いたします。

第3回定例会後に内容が決定いたしましたので、今回の定例会にてご報告させていただきます。

今回の改正は、公民館運営に係る事務処理の統一を図ることを目的として設けている公民館運営事務処理取扱基準に関し、令和7年4月1日付で組織改正があったことなどにより一部改正をするものでございます。

お手元の資料、その他報告（4）の公民館運営事務処理取扱基準新旧対照表でご説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

初めに第3条は、官公庁の使用の規定であります、現在、利用日の2か月前から申込みができることから、実態に合わせ、「利用日の1か月前より以前（調整会議前）」を「利用日の属する月の2か月より以前から」に改めるものでございます。

2ページをご覧ください。

次に、第5条は使用料の免除、減額の規定でございます。第1項第4号について、使用許可書を中央公民館だけでなく、各地区館においてもそれぞれの館長が発行していることから、「中央公民館長」を「館長」に改めるものでございます。

4ページをご覧ください。

次に、第10条は、ロビー等の定義の規定であります。蔵敷公民館においても1

階にロビーがあることから、第1項第4号に「蔵敷公民館においては、1階ロビーをいう」を追加し、第4号を第5号に繰り下げるものでございます。

5ページをご覧ください。

次に、第12条は使用の手続の規定であります、第1項及び第2項中、「公民館使用申込書」を「使用申込書」に改め、また、第2項の「公民館使用許可書」を「使用許可書」に改めるものでございます。

次に第13条は、使用期間及び時間の規定であります、第1項について蔵敷公民館の記述がないことから追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

次に、第20条は用紙援助の手続及び第21条は報告の規定であります、令和7年4月1日、組織改正に伴い、「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改めるものでございます。

次に、第23条の講師謝礼の規定であります、7ページになりますが、第3項について、第1項にあります基準内において別途講師謝礼を定める方法があることから、削除するものでございます。

次に、第24条は、保育室の定員の規定であります、狭山公民館及び蔵敷公民館に保育室がないことから第1項、第3号及び第4号を削除し、第5号を第3号に繰り上げるものでございます。

次に、第25条は保育室の配置の規定であります、第5項につきましては、第24条と同様に、狭山公民館及び蔵敷公民館に保育室がないことから削除するものでございます。

また、第6項につきましては、狭山公民館及び蔵敷公民館を除くを削除し、「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改め、第6項を第5項に繰り上げるものでございます。

8ページをご覧ください。

最後に附則であります、本基準の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

石井委員。

○石井委員 第24条第1項第3号、第4号については、今まで公民館の保育室はあったんですか。

○岡田教育長 廣瀬生涯学習課長。

○廣瀬生涯学習課長 これまで保育室という、その規定にあるような部屋がなかつたということで、今回実情に合わせて削除するというようなものでございます。以上でございます。

○岡田教育長 新庄委員。

○新庄委員 規定がなかつたということは、実際には保育が行われていたということですか。何かそのような似たような部屋が、似たような人数で、規定には沿わないけれども保育は行われていたという認識でよろしいですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 実態としましては、規程上は規定はされていたわけでございますけれども、狭山と蔵敷公民館につきましては事業を行っていなかつたという状況もありまして、ここで整理をさせていただいたというふうにご理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

---

### ◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第4回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時41分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

新庄涼子